

本文書を手にされた方へ

本文書は、国立特別支援教育総合研究所（N I S E）メールマガジン第 108 号（平成 28 年 3 月号）からリンクされる情報です。本文は、下記のシンポジウムの各国報告の開始部分と討議部分について、当日の録音記録をテキスト化したものです。音声のうち英語あるいは韓国語については、日本語の同時通訳、逐次通訳による録音データをもとにしています。このため内容については後日作成される最終報告書に記載されるものが正式な記録となりますが、シンポジウムの成果をより早くお届けするために仮訳として作成されています。

上記、ご了解の上、ご参考にして頂けましたら幸いに存じます。

国立特別支援教育総合研究所

企画部調査・国際担当

平成 28 年 2 月 12 日（金）

## NISE 特別支援教育国際シンポジウム討議記録（仮版）

日時：平成 28 年 1 月 21 日（木）午後 16：00～16：30

於：一橋大学一橋講堂・中会議場（学術総合センター内）（東京都千代田区一ツ橋 2-1-2）

テーマ：各国のインクルーシブ教育システム構築の取組の現状と課題-初等中等教育段階を中心に

シンポジスト：

<仏国>MAUGUIN Murielle 氏（フランス国立特別支援教育高等研究所 INS-HEA）

<韓国>KIM Suk-Jin 氏（韓国国立特殊教育院 KNISE）

<日本>笹森洋樹（国立特別支援教育総合研究所 NISE）

<基調講演者>柘植雅義氏（筑波大学）

<司会>棟方哲弥（国立特別支援教育総合研究所 NISE）

### 14:40 各国報告と討議の開始

司会（棟方） インクルーシブ教育システムの構築自体が、世界の共通言語、世界共通の目標になった。その意味で、この時代から、このような国際シンポジウムを行うことの意味が大変出てくるのだと、先ほどお話を聞いて思った。本日は 3 名のシンポジストをお迎えしている。順に紹介する。

フランス国立特別支援教育高等研究所の教務部長をされているムリエール・モーガン先生である。教務部長という所長に次ぐ重要なポストにおられる。パリ第 10 大学、ナンテール大学から博士号を授与されていて、公法・法律で、障害者の権利、特別支援教育政策が専門である。米国の大学で教鞭をとられた経験があると伺っている。

続いて、韓国国立特殊教育院のキム・ソクジン先生である。キム先生は教育研究士、韓国教育大学校から博士号を授与されていて、2004 年から小学校に奉職され、特別支援学校でも特別教員をされている。その後、2011 年から現職で、専門はナショナルカリキュラム、教科書の開発、教材の開発、e ラーニングと伺っている。

最後に本研究所の笹森洋樹上席総括研究員、発達障害教育情報センター長である。笹森先生は横浜の小学校から、教育委員会指導主事を経て、2005 年に本研究所に着任している。専門は発達障害、通級による指導、学校教師支援、インクルーシブ教育システムの構築に向けた研究の研究代表者をしている。

また、基調講演の柘植先生にも引き続きご参加いただく。どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、このシンポジウムは「インクルーシブ教育システム構築の取組の現状と課題」と題して、まずフランス、韓国、日本の 3 カ国の状況について、それぞれに報告をいただいた後、4 人の方々にそれぞれの背景、バックグラウンドからインクルーシブ教育システム構築の在り方について討議をしていただく。それではモーガン先生から。

モーガン氏プレゼン（資料は別途に掲載）

司会（棟方） 有益なお話を感謝する。先ほど柘植先生から、日本では個別の指導、教育支援計画、指導計画が法的にこれから位置付くべきだと言っていたが、フランスの今のプレゼンでは PPS というものが、しっかりとツールも含めて強力に位置付けられているというお話もあった。質問もあるかと思うが、議論の時間もあり、その中でもモーガン先生からお話を伺えると思うので、次のプレゼンに移りたいと思う。次はキム先生からプレゼンをお願いします。

キム氏プレゼン（資料は別途に掲載）

司会（棟方） プレゼンテーションを感謝する。時間内で終わっていただいたことも大変ありがたい。またキム先生には、少しジョークをお願いしていたので、おそらく途中で入ったところは、真実でもあったと思うが、ジョークだったのだろうと思う。いろいろな e スポーツや、インクルーシブ教育というものの自体を定義している教育法など大変興味深かった。

その後、会場からの質問

司会（棟方）最後に日本からの発表として、本研究所の笹森発達障害教育情報センター長から発表する。

笹森洋樹上席総括研究員プレゼン（資料は別途に掲載）

司会（棟方） 質問がなければ、ディスカッションに入っていきたいと思う。

司会（棟方） それでは「各国のインクルーシブ教育システム構築の取組の現状と課題」ということで、三つの国から今、報告をしていただいた。まず最初に、基調講演をしていただいた柘植先生から今のお三方のプレゼンに対して、感想あるいはコメントを少しご紹介いただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

柘植氏 コメントではなく感想をお話したいと思う。フランスと韓国のお二人の先生、とても興味深く聞かせていただいた。フランスは長い歴史の変遷を経て、分離からインクルージョンへという、とてもつらい旅だったかもしれないが、たどり着いてパラダイスのような状態になって、さらにそれがよい方向に向かっていくといいと思っている。障害のある人もない人も、全ての人にとってという意味である。PPS と PAP は、質問もあったが、明確に法的に位置付けられていて、とても羨ましいと思う。合理的配慮というものが PPS と PAP にどのように書かれているのか、書かれようとしているのか、あるいはその現状や課題があったら聞きたいと思った。

それからもう一つ「フランスの課題」の最後に、インクルーシブ教育の質をどのように評価するのかという一行があったが、これも日本のことを考えると、とても重要な課題で

ある。質をどのように評価するのか、インクルーシブ教育システムの構築が、これから 1 年、5 年、10 年、20 年と進んでいくが、それがどのように進化しているのかということ、専門家も一般市民も保護者も、もしかしたら本人もそれが分かるような、感じられるためにも、どのように評価するのかということを知りたいと思った。

次に KNISE のほうは、通常学級と特殊学級と特殊学校の割合の円グラフがあったが、たとえば 1995 年や 2005 年、さらに 10 年後の 2015 年、あるいはこれから 10 年後の 2025 年にその割合はどのように変化してきていて、どういくのかを知りたい。韓国には、日本やアメリカのようにリソースルームとスペシャルクラスルームという 2 本立てではなく、スペシャルクラスルームを多様化して、通級のようにやったり、固定のようにやったりしているが、特別支援学級の子もたちの、通常学級で学んでいる場合と、特別支援学級で学んでいる場合の割合の状態や、その状態の 10 年、20 年の変化のようなものはどうなのか知りたい。たくさん、感想を言ったり質問したりしているので、答えていただかなくて結構である。

二つ目は、KNISE がとても濃厚に特殊教育や特別支援教育の支援をされているのは素晴らしいと思う。個別化教育計画を 1994 年と早い時期に作られて、法的に位置付けて非常に歴史のある国の一つだと思うが、合理的配慮というものが今後、本格的に言われて、それを提供していく時代に入っていくが、韓国における個別教育計画の中への合理的配慮の記述はどのように行われているのか、行われようとしているのか。その質問は先ほどのフランスの質問と同じだが、知りたい。

感想と言っておきながら、質問してしまって申し訳ない。

司会（棟方） 感謝する。今、せっかく「どんな感じだろう」というお話が出た。共通で出たのが PPS における合理的配慮の記述、あるいは個別の教育計画における合理的配慮の記述はどうなっているか。現状でも構わないし、どうあるべきだと思っているということでも結構なので、何かお答えがあれば、この点について少しコメントいただければと思う。

モーガン氏 プレゼンでも申し上げたが、保障やアクセシビリティという言葉は使われているが、合理的配慮の問題は、今までのところ実際には全く使われておらず、それが問題である。合理的配慮に関しては、保障とアクセシビリティのちょうど中間に入るような考えだと思う。PPS は今までのところ、2014 年までの問題としては、学校のオリエンテー

ションで、この子どもは個別のインクルージョンもしくは集団的なインクルージョンにしようというだけで、合理的配慮はされていなかった。2014年に新しく導入されたテキストでは、枠組みを構築することになっているため、教育チームが必要な配慮をリスト化する。

私は弁護士で教育の専門家ではないので、うまくカリキュラムに馴染んでいないかもしれないが、PAPの違いについてのご質問もあったが、PPSは障害に関する手続きの一環である。PAPはより柔軟性を持っている。これは障害に関する学習ということで、PPSは学際的な評価チームが関わる。一方でPAPは学校の教員が書類化する。この子どもはこれをするべきだ、たとえば拡大されたテキストを使うなど、これは教員の責任である。また、その保護者にとってもやりやすい形になるものである。教育のクオリティについては、またのちほど戻りたいと思う。

司会（棟方） 保障とアクセシビリティというものが合理的配慮に関連する。この二つに分けてみるというのも、もしかしたら日本で使っていけるかもしれないと思った。最後のPAPについては、障害があるお子さんだけではなく、困難のあるお子さんへの個別の計画というものが、フランスでしっかり位置付けられていることも大変参考になると思った。感謝する。

それではキム先生から、韓国のほうで個別の指導教育計画の中に合理的配慮がどのように入っているか、あるいは入ったらよいかという点についていかがか。

キム氏 二つの質問についてお答えしたい。会場の雰囲気が今、凍りついたような緊張している様子だと思う。私があまり上手ではない英語で冗談を言ったのだが、皆さんは何も反応がなかったので私はがっかりした（笑）。今、笑い声を聞いて、ようやくほっとした。

では、質問について二つ、話をしたい。特別支援学級の10年前、今、それから10年後にどうなるのかということについてである。今、特別支援学級に通っている子どもは、10年前よりずいぶん増えている。ただ、10年後は今の割合で維持されると思う。韓国では今、大事な 이슈が一つある。韓国では統合教育、インクルーシブ教育を重視するあまり、本来、特殊教育、特別支援教育はどうあるべきか、重度な支援が必要な子どもに対して、どのように支援しなければならないのか、そのような根本的な検討が行われている。したがって今は逆に、重度の障害を持つ子どもの特別支援教育に関心が集まっている状態で、統合教育を重んじる流れと、本来の特殊教育を重んじる流れの二つのストリームがぶつか

っている状況である。このような状況はしばらく続くだろうと思っている。

2 番目は、合理的配慮が IEP にどのように入っているのか、あるいはどのように入るべきなのかという点についてである。韓国では IEP を作成する時期、IEP を作成する構成員、主体が法律で定められている。フォーマット自体は決まっていないので、いろいろな IEP があり得る。行政の便宜のために IEP 作成のテンプレートを作った。インターネットのサイトでそれをダウンロードして使うことができるが、特別支援学校ではそれを歓迎しているが、特別支援学級では嫌われている。なぜなら、特別支援学級ではさまざまなダイバーシティがあり、その様式にカテゴリー化されないような、いろいろなものがあるからだ。したがって今、通常学校の特別支援学級ではその様式は使わずに、手書きで作成するのが主流になっている。合理的配慮は特別支援学級では学級ごとに計画が立てられているが、それに沿って作成されるべきではないかと思う。

司会（棟方） 今、問題意識として出された重度のお子さん、いわゆるそういう特別な指導が必要なお子さんがいるということは、日本においてもフランスにおいても、同じように両立していかなければいけないと考えられていることだと思う。

それでは、インクルーシブ教育システムの構築に向けてということで、少し皆さんのご意見を伺っていききたい。実は今、国連の障害者の権利の委員会の紹介があったが、その中でインクルーシブ教育への権利という、一般見解と呼ばれている文章の試案が昨年出された。固定型の特別支援学級はいくら通常学校の中にあっても分離教育に分類されると書かれている。それから、ヨーロッパの特別支援教育機構というところがあるが、ここではインクルーシブな教育というのはどういうものかということ、通常学級で障害のない同年齢の子どもと 80%以上の時間を共に学ぶ状況をインクルーシブな教育の指標とすると提案している。80%という数値はさておいて、通常の学級において、今まで以上の割合の子どもたちが学ぶことが求められているということだと思う。このためには必要な通常学級での合理的配慮がきちんと提供されること、それから全ての教員が障害のある子どもについて、何らかの知識や技能を身に付けることが必要だということはプレゼンテーションでも述べられたと思う。

そこでお三方に伺いたい一つ目の課題は、笹森先生の中にもあったが、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、全ての教員に求められる専門性とは何だとお考えか。そして、それらはどのように育成できるかということをお答えいただけたらと思う。

笹森上席総括研究員 問題提起もさせていただいたが、やはり先生方がまだまだ、もちろん特別支援教育もかなり進んできたとはいえ、なかなか特定の子どもにだけ特別な配慮をすることに対する抵抗感や負担感などが見え隠れすると思う。もちろん知識として、特別支援教育やインクルーシブ教育、合理的配慮の必要性はだんだんと広く現場の中には伝わっていくが、教員に対する負担感というものが、先に思いとして出てしまうと、なかなかハードルが高い部分があると思う。

そういった意味では、ただ、やらなければいけないという研修スタイルではなく、具体的に子どもに対する気付きから支援に至って、そしてそれを評価するプロセスの中で、教員が一人で孤立しないように学校でシステム化することや、あるいはチームとして、そういう子どもに対する合理的配慮についてプランを立てていくようなシステムなど、それぞれの個人の中でも、1人でやらずにチーム支援をしていくのだという意識を高めていくことが大事だろうと思う。

あとは一般の子どもたちに対しても、もともと通常のクラスにもいろいろな子どもたちがいるわけであり、今、日本でも授業のユニバーサルデザイン、分かる授業づくりという方向では動いているので、その延長線上で、一律に同じ方法ではなく、子どもはそれぞれ学び方が違うので、その学びの特性に合わせながら、ティーム・ティーチングを入れる、少人数制などを工夫していくような、教員が1人で大勢の子どもを指導するスタイル以外の指導スタイルを工夫していくこともやはり大事だろうと思う。

司会（棟方） 負担感が出てしまう、孤立させない、チームで、ユニバーサルデザインも大切だというお話が出てきたが、お二方のほうで、それに関してでも結構だが、そのほかに全ての教員に求められる専門性は何だろうということで、ご意見があれば願います。

モーガン氏 一般教師、そしてまた特別教育の教師という二つについて、まず最初にお話をしたいと思う。インクルーシブの制度においては、一般の教員はいろいろな子どもたちを扱うことになる。最近いろいろな研究が行われていて、法律をどのように実施していくのかという観点から申し上げると、レポートの中でもいろいろと指摘されていることだが、教師たちが非常に不満、ストレスを感じている。特に障害児がいる場合には、いろいろとそういうことがある。もちろんインクルーシブ教育の中において、考えていかなければい

けないことである。

したがって教員の養成においては、教員向けの新しい体制を用意することで、たとえばカリキュラムにおいてインクルーシブな教育が一つの項目として教えられる。そして、カリキュラムの中において、モジュールが用意されている。こういったことを通じて、教員向けにたとえば6時間程度、インクルーシブ教育について説明をすることだけでは済まないわけである。

したがって、われわれとしては、こういった状況を変えていこうと努力しているところだ。教員の訓練においては、インクルーシブな体制が十分に実現できているかどうかということが課題だと思っている。そして、特別支援教育の教師向けにどのようにするのか。特に新しい特別支援学校において、どのようにしていくのか。トレーニングは当然必要だが、さまざまなリソースをまず用意しなければならない。これを行うのは簡単なことではない。政府としては、たとえば教育省のレベルにおいて、カリキュラムベースのインクルーシブ教授法、そして実践法を用意している。たとえば障害を持った人たちの専門教育ができるとは必ずしもなっていないこと。教員組合からの反対もあり、保護者レベルにおいてもいろいろな意見がある。したがってフランスで、まだ議論が続けられているテーマになっている。

司会（棟方） 負担感というお話が笹森先生からあり、今、フランスから、一般教員にストレスがあることが報告された。それは障害のある子どものことがよく分からないので、よりストレスになるとのこと。そして、これは教員養成の段階での対応が重要であるが、今、行われているのは全く十分ではないということ。そして、それをもう少し広げることができれば、ということ。もう一つは、その反対にもっと専門性の高い障害種別の教員の養成も必要だろうというお話だったかと思う。

キム氏 韓国では特別支援学級にいる先生は統合教育研修を受けなければならない、遠隔研修、集合研修を行う施設があり、方法もいろいろある。ただ、このような研修を受けたとしても、そのようなストレス、葛藤が全て解決されるわけではない。

もっと大事なことは、教員の認識だけではなく、校長先生、それから教育委員会の先生の方々の認識も一緒に変わらなければならないと私は思う。KNISEでは、校長先生を対象にした研修も定期的に行っている。それに対する反応としては非常にいい評価をもらっ

ている。

最後に一つ、専門的に特殊教育を専攻した特殊教員は、通常の学校にそれほどいるわけではないので、その教師を通じて、ほかの一般の教員たちがインクルーシブ教育の内容に接して勉強できる環境はあまりない。したがって、教育委員会では経験が豊かな特殊教育の先生と経験がない特別支援学級を担当する先生を、一緒にグループにして教育にあてるようにして、お互いに教えて、経験を積むという環境を作っている。

司会（棟方） 全ての教員にという問いに対して、管理職も含めてというお話があった。おそらく、インクルーシブ教育システムはステークホルダーというのだろうか、保護者も学校も地域も含めて、もしかすると全ての人に求められる特別支援教育、インクルーシブ教育の力が何かあるのではないかと思う。

今、実は通常の、一般の全ての教員の話が出たが、その中でやはり特別支援学級、特別支援学校、あるいはコーディネーターといった障害のある子どもの教育を専門としている先生方の専門性という話も出てきた。そこで一つだけお伺いしたい。これまでの教育ではなく、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、今後、そのような特別支援学級や特別支援学校のような障害のある子どもの教育を専門とする先生の在り方をどうすべきかなど、少し難しいかもしれないが、そのことについてもお一人、お伺いできたらと思うがいかがか。モーガン先生、これについて何かあるか。

モーガン氏 ティーチング・アシスタントについてだろうか。

司会（棟方） それも含めると思うが、今の特別教育の障害種別の専門を持った先生といった意味でどうか。

モーガン氏 重要なことは、全ての関連する人たちを関わるることだと思う。もちろん理想的には、しっかりとしたトレーニングは必要だと思っている。たとえば、保健省の人たちも教育を受けなければならない。共同の研修を受けることと同じようなコンセプトに基づいて活動ができるようにしていくことになる。教育制度について申し上げると、もっと効率性を確保していかなければならないと思っている。

インクルーシブ教育には教員助手が必要である。2015年まではこういった職種について

は、十分に認識されていなかった。したがって、教員助手へのトレーニングを行うとなると、実際にどのレベルにおいて展開していかなければならないのか。そのミッションは、どういうものでなければならぬのかといったこと。そして PPS の中でこれを実行していく上で、この役割をどのように考えるのかということをきちんと定義していかなければならない。それは問題の一つだと思っている。

司会（棟方） 日本でいうと特別支援教育支援員だと思うが、そういうものの持つべき専門性、あるいは役割というものも大事だろうというお話があった。

それでは最後になってしまうが、今、一つ、二つの話題を検討したが、最後にお一方ずつ、インクルーシブ教育システムに向けて、これから何が一番大事なのか、何をすべきか。個人的な見解で結構なので、お話をいただければと思う。順番はどなたからでも結構だが、最後に柘植先生にもこの話題、何が大事かということと、このシンポジウムは次回以降も続けていくと理事の発表の中にもあったが、柘植先生からは次のシンポジウムへの課題も含めて、お話をいただきたいと思う。

それではお一方ずつ、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、今後何が一番大事だ、すべきだということがあれば、ご自由にお話しいただきたい。短い時間だがよろしく願います。

モーガン氏 では私から簡単に、三つ。まず、移行を促進しなければいけない。教育のレベルはさまざまあるが、プレゼンでも言ったがやはり協力、それから研修、最後に少し話が出たが、本当に重要だと思うのは評価ツールを構築すること。教育の質に関する評価ツールが最終的なものだと思う。

NISE の合理的配慮に関するデータが、近々英訳されることを楽しみにしている。今、インクルーシブ教育に関しては定性的なものしかなく、どれぐらい、何時間など、数字はあるが、質に関する情報がないので、ぜひそのデータを訳していただければと思う。

キム氏 お話ししたい内容はたくさんあるが、通訳がとても大変なので手短にする（笑）。韓国は物理的には統合学級、特別支援学級の数はずごく増えた。ただ、それは数字の問題で、その中で子どもたちが何を学んでいるのかに対しては、まだ分からない部分がたくさんある。その生徒に必要なところが、やはりその学級で提供されなければならず、また、

ほかの通常の学級で交流を通じて学ばなければならないものもある。それをうまく調整する能力を持っている先生が、いわゆる専門性を持つ特殊教員だと思う。UDL というのは抽象的な内容であり、それを具体化させることが専門性だと私は思う。

韓国は統合教育において、いろいろな進んだ面もあるが、さまざまな問題点も抱えている。それに対しては、またこれからの交流を通じて、いろいろお話をさせていただければと思う。

司会（棟方） 感謝する。それでは笹森先生。

笹森上席総括研究員 時間も限られているので一言だけ、きょうはやはりお二方のプレゼンを聞いて、すごく学ばせていただいたことがたくさんあった。インクルーシブ教育の質の評価や、合理的配慮が子どもに適しているかどうかといったことが、きちんとデザイン化されていかなければ、やはり国を挙げての取り組みは難しいだろう。その意味では、フランスでも韓国でも作られている個別の教育プランといったものを、日本の中でもきちんと位置付けていく中で見えてくるところがあり、評価指標もはっきりして、みんなで見直し、修正もしていけるという意味で、大事なところだろうということをきょうは学んだ。どうも感謝する。

司会（棟方） 感謝する。それでは最後に柘植先生からお願いします。

柘植氏 3人の先生、感謝する。全体的にお話をさせていただいて、今後どうするのかということも話してほしいということなので、それも少し話をしたい。

きょうのお話を聞いていて大切だと思ったのは、やはり共同作業なのだろう。コラボレイティブ。ポリシーとプラクティスとリサーチの三つのうまい具合な連携。それぞれに関わっている人々の連携。きょうのフロアは実は研究者、行政、教員、保護者、学生、非常にいろいろな方が参加していて、それだけ興味の大きいものだと思う。したがって、実践者だけが頑張るとか、ポリシーだけが行ってしまうとか、リサーチャーが何かあまりポリシーにもプラクティスにも関係ないようなリサーチをやるのではなく、リサーチャーとポリシーメーカーとプラクティショナーが、うまくコラボレートすることが必要だろうと感じた。

同じようにもう一つ、共同作業ということで、やはり一つの国の中だけで考えているのは限界があるので、きょうはフランスと韓国と日本と、わずかな時間だったが、このように情報交換して議論できることはどの国にとっても非常に心強く、大切なことだろうと思う。NISE のデータベースをぜひ英語にとおっしゃっていたが、英語ではなくフランス語と韓国語がいいのではないかと思ったりもする。全体的な感想だ。

二つ目は今後どうするのか。先ほど笹森先生がおっしゃっていた、合理的配慮を実際にどう展開していくのか、どこの子どもにどのような合理的配慮が必要なのか。そこを決めていく仕組み、手続きがとても大事だろうというのは、私もそう思う。したがって、さらにこういったシンポジウムが来年、再来年と続いていくとすれば、まさに合理的配慮を実際にどのように適用していくのか。そこに焦点を当てることも急がなければいけないのだと思う。

もう一つは、棟方先生が先生方に質問で投げられた点だ。指導する先生方の専門性。校長や教員、特別支援学級や特別支援学校だとかの専門性の要件は何だろうという、要件整理のような話だろうか。現職教育あるいは教員になる前の大学の段階での養成のカリキュラムをどうするかなど、一言で言うと、これからの時代の専門性をどうするのか。その二つはおそらく、それほど遠くない将来、早めにこのような会議で取り組んでいくべき課題ではないかと思う。以上だ。感謝する。

司会（棟方） 各国のインクルーシブ教育システムの構築に向けた取り組みの現状と課題ということで、シンポジウムを行ってきた。次の課題をいただいて、シンポジウムを閉じることができたと思う。最後に、シンポジストの方、基調講演者、また通訳の方、いろいろな方にお世話になっている。皆さまに感謝を込めて、拍手をもって終了したいと思う。

（拍手） （了）